



上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書を締結しました。

問合せ：危機管理課 担当者 長束

電話 047-453-9211

防災体制の強化のため、千葉県水道局給水区域内の「排水栓」を、自主防災組織等が消火用水源として活用できるよう「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」を締結しました。

この覚書により、狭隘な道路等に設置させている排水栓を初期消火活動に活用でき、消火用水源がこれまで以上に確保されることから、本市における地域防災力の強化が期待されます。

1. 覚書の名称

「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」

2. 覚書締結先

千葉県水道局

3. 締結日

平成27年3月5日

4. 覚書の主な内容

本覚書は、迅速な初期消火活動等の充実を図るため、千葉県水道局が所管する排水栓を自主防災組織等が消火用水源として活用することを目的として締結しました。